

架け橋

広域計画等特集号

第2次天草広域連合広域計画が決定!

平成22年7月23日に、天草広域連合広域計画等策定審議会より答申を受けて策定した第2次天草広域連合広域計画が、11月30日の第4回天草広域連合議会定例会において審議され、全会一致で可決されました。

(※詳細は連合ホームページ

<http://amaren.amakusa.ne.jp>)



天草広域連合議会

主な内容

- 第2次天草広域連合広域計画 1～3
- 第2次行政改革大綱 4～6

2011.1

第18号

今回可決された広域計画の主な内容(項目)は、以下のとおりです

広域計画は、広域連合に求められる広域的ニーズに柔軟かつ効率的に対応することを基本に、広域連合を組織する市町やその住民に対して、『広域連合が掲げる目標や事務処理の具体的方針を示し、広域連合と関係市町が相互に連携しながら適切な役割分担のもと機能的に事務処理を進めていくための指針』となる計画です。

①

介護保険法に基づく介護認定審査会の設置運営並びに認定システムの開発及び管理運営に関すること。

主要目標 『公正・公平な介護認定審査事務の推進と効率的な運営』

- ①円滑な審査会運営のため、関係機関と連携した介護認定審査会委員の確保
- ②公正・公平な審査判定維持のための施策の推進
- ③関係市町と連携した介護認定システムの開発及び適切な管理運営
- ④効率的な介護認定審査会の事務処理体制についての、関係市町との協議・検討

②

関係市町職員等の共同研修に関すること。

主要目標 『関係市町職員等の資質の向上及び相互交流による圏域一体感の熟成』

- ①関係市町及び熊本県市町村職員研修協議会と連携した職員研修計画に基づく職員共同研修の実施
- ②関係市町と連携し、職員の資質向上及び能力育成に必要な研修の推進

③

広域サインに関すること。

主要目標 『天草圏域の観光及び経済振興の推進』

- ①関係市町、関係機関と連携し、九州新幹線の主要駅舎や幹線道路等への広域サインを活用した案内板等の設置活動の推進
- ②他圏域との横軸、縦軸構想を有機的に結ぶ新たなサインの開発検討による天草圏域の観光及び経済振興施策の推進
- ③既設の広域サインの維持管理施策の推進

④

消防に関すること。

主要目標 『安全で安心して暮らせるまち』

- ①消防業務体制の再構築に関する施策
※消防署所再編計画は4～5ページをご覧ください。
- ②救急行政に関する施策
- ③火災予防体制の整備に関する施策
- ④人材育成と組織の活性化に関する施策



5

ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること。

主要目標 『天草圏域の循環型社会形成の推進』

- ①関係市町の廃棄物行政における諸施策との連携に関する施策
- ②ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する施策
- ③最終処分場の設置及び管理運営に関する施策



本渡地区清掃センター



松島地区清掃センター

6

ごみ処理施設に附帯する集会施設の設置及び管理運営に関すること。

主要目標 『地域住民の福祉の増進と連合施設への理解と協力の推進』

- ①集会施設の維持管理に関する施策
- ②新ごみ処理施設完成後の施設の有効利用に係る協議検討に関する施策

7

関係市町の広域にわたる事務のあり方の調査研究及び広域的連携に基づく計画等の策定に関すること。

- ①広域連合の事務のあり方の調査検討に関する施策
- ②圏域内一部事務組合のあり方の調査検討に関する施策
- ③権限委譲事務、広域的連携に基づく計画等の作成に関する施策
- ④「天草圏域はひとつ」として市町業務の連携等の調査研究に関する施策

8

広域計画の期間及び改定に関すること。

第2次広域計画の計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とし、5年ごとに見直しを行うこととしています。

天草広域連合では、この第2次広域計画の各年度における具体的な推進目標や項目及び年度別スケジュール等の実施計画である「第2次行政改革大綱」を策定し、その推進を図ってまいります。

第2次行政改革大綱の主な内容は次のとおり

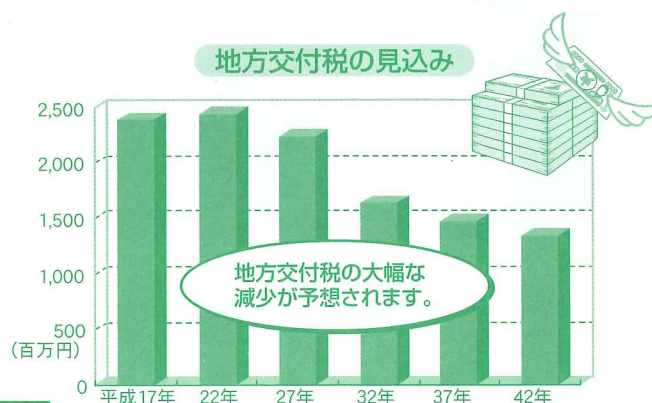
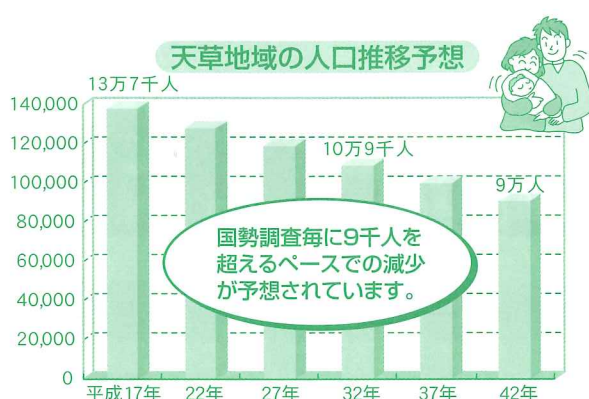
消防業務

「安全で安心して暮らせるまち」を目指し署所を再編

将来目標として第2事案(注1)への出動が可能で、火災や救急事故等にP/A連携(注2)による活動と初期段階から多くの隊員が出動できる機動力のある消防分署を目指し、限りある財源の中で効果的な活動ができるよう署所を統合再編します。

◆消防業務体制の再構築に関する施策

◆天草地域の人口減少により地方交付税の減少が見込まれ、現消防体制の維持が困難となります。



現在の分署・所体制では…



- ◆消防ポンプ自動車等
- ◆高規格救急自動車



×10人
(常時3人勤務)

火災か救急に僅か3人に対応



×3人⇒



課題

- ①消防力の整備指針では、消防自動車に搭乗する消防隊員数は5人、救急車は3人とされています。
- ②現在の人員体制では、第2事案に対処できないため、近隣署所から出動しなければなりません。
- ③現在の3人の勤務体制では、消防車と救急車が同時に出動することはできません。

統合後の分署体制になると…

配備車両

- ◆水槽付ポンプ自動車
- ◆高規格救急自動車
- ◆高規格救急自動車



×18人
(常時6～7人が勤務)

3人



+



3人

(第2事案対応可能)

3人



+



3人

(P/A連携出動)



×6人～7人



(機動力アップ)



(注1) 第2事案とは、救急出動又は火災出動中更に、新たな出動事案が発生することをいいます。

(注2) P/A 連携とは P：消防車（ポンプ車）A：救急車（アンビュランス）の略。

救急隊は基本的に3名（隊長、隊員、運転手）で構成されています。しかし、この3名では救急現場の活動が困難な場合、
 (①せまい場所からの搬送が必要な場合 ②救助が必要な場合 ③救急処置に人手が必要な場合 ④交通整理など安全管理が必要な場合)に、消防車が同時に出動することで、迅速で効果的な救急業務が可能となり、病院到着までの時間が短縮されます。

『天草圏域の循環型社会形成の推進』に取り組みます

将来の世代により良い環境を引き継ぐためには、循環型社会をつくることが重要です。

循環型社会とは、大量生産、大量消費、大量廃棄をやめて、生産から流通・消費・廃棄に至るまで、資源を効率的に利用することで、資源の消費を抑制し、継続的発展を可能にする、環境負荷が少ない社会です。

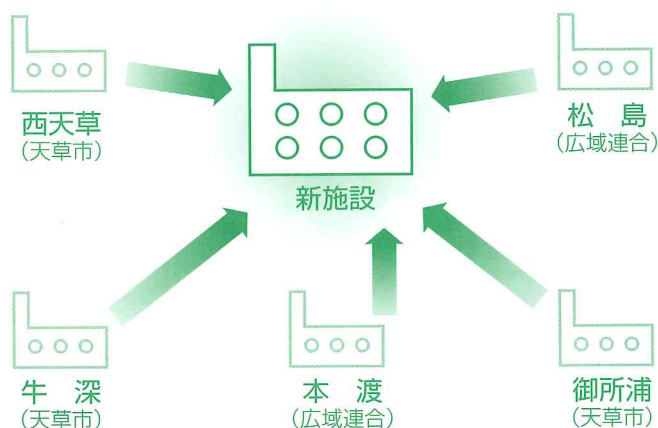
◆ごみ処理施設等の設置に関する施策

◆圏域5か所のごみ処理施設を集約し整備します。

天草圏域のごみ処理施設は、天草広域連合が運営する2施設と、天草市が運営する3施設の計5施設があります。各施設とも建て替えの検討を行う時期にきており、今後の施設整備に要する期間を考慮すると、速やかな事業実施が必要となっています。

新しい施設は、「循環型社会形成の推進」を基本理念に環境保全とごみ処理行政の効率化のため、広域化を図り、圏域に1か所の整備を目標としています。

新施設の用地取得・住民同意の形成に全力で取り組みます。



◆ごみ処理施設の統合に係る住民サービスの維持に関する施策

圏域1施設として整備することは、関係市町の収集運搬体制や住民生活に影響を与える恐れがあります。その対策として「受入れ日時の拡大」「中継輸送施設の導入の必要性など」について、市町と継続して協議し、必要な施策に取組みます。

◆最終処分場の処分能力の確保に関する施策

関係市町と協力して、ごみ減量を推進し、施設の長期使用を図ります。また、必要に応じて現施設の埋立能力の拡張に取り組めます。

ごみ処理施設が統合されることから、圏域の3か所の最終処分場についても、効率的な管理運営体制について、関係市町と協議を行います。



天草広域連合

〒863-0003
熊本県天草市本渡町本渡2547番地2
TEL(0969)24-3188
FAX(0969)24-2726
mail:amaren@amakusa.ne.jp
ホームページアドレス
http://amaren.amakusa.ne.jp

ごみの減量、分別の徹底を!

～ごみ袋の、「名前」の記入にご協力ください～

より良い環境をつくるため、ごみの減量、分別の徹底をお願いします。
ごみ出しルールを守って、自分のごみに責任をもって出しましょう。